

# 鳥取県公共建築工事積算基準

令和3年4月  
鳥取県総務部

# 鳥取県公共建築工事積算基準

## < 目 次 >

I	工事費積算基準	2
1	目的	
2	工事費の種別及び区分	
3	工事費の構成	
4	工事費内訳書	
5	直接工事費	
6	共通費	
7	消費税等相当額	
8	設計変更における工事費	
II	共通費積算基準	4
1	共通費の区分と内容	
2	共通仮設費の算定	
3	現場管理費の算定	
4	一般管理費等の算定	
	別表	
III	単価積算基準	15
1	単価及び価格の算定	
2	歩掛り	
3	単価及び価格の適用	
4	設計変更等の取り扱い	
5	分割発注の取り扱い	
	別表	
IV	工事費予定価格内訳書作成要領	21
1	内訳書の位置付け	
2	内訳書書式	
3	内訳書の構成	
4	内訳書の作成	
V	積算基準等資料	23
	第1編 工事費	
	第2編 共通費	
	第1章 共通事項	
	第2章 共通仮設費	
	第3章 現場管理費	
	第4章 一般管理費等	
	第3編 単価及び価格	
	第1章 共通事項	

# I 工事費積算基準

## 1 目的

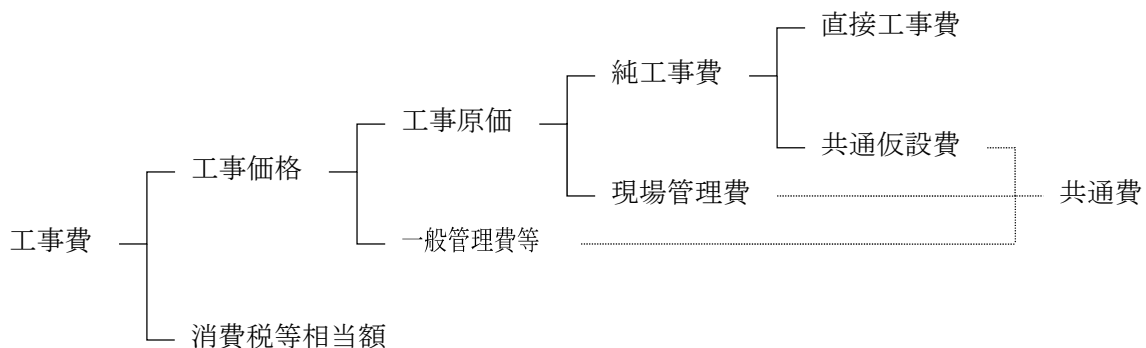
この基準は、鳥取県の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

## 2 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。また、工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書に従い工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

## 3 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



## 4 工事費内訳書

工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」（国土交通省大臣官房官庁営繕部。以下「官庁営繕部」という。）による。

## 5 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を作るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる項目による。

### (1) 算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

イ 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

ロ 単位施工当たりに必要な材料価格等、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

### (2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」（官庁営繕部）による。

### (3) 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」（官庁営繕部）、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」（官庁営繕部）による。

なお、在来木造建築工事においては、軸組に使用する木材を木拾いによる算定方法を採用する。

## 6 共通費

共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については「Ⅱ 共通費積算基準」の定めによる。

### (1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

### (2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

### (3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる費用とする。

## 7 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

## 8 設計変更における工事費

設計変更における工事費の算出は、次の方法により行う。

### (1) 第1回設計変更

$$\text{変更後の工事価格} = \frac{\text{請負額 (税込)}}{\text{当初設計額 (税込)}} \times \text{第1回変更設計工事価格}$$

$$\text{第1回変更請負額} = \text{変更後の工事価格 (千円未満切捨て)} + \text{消費税等相当額}$$

### (2) 第2回設計変更

$$\text{変更後の工事価格} = \frac{\text{第1回変更請負額 (税込)}}{\text{第1回変更設計額 (税込)}} \times \text{第2回変更設計工事価格}$$

$$\text{第2回変更請負額} = \text{変更後の工事価格 (千円未満切捨て)} + \text{消費税等相当額}$$

### (3) 第3回以降の設計変更

(2) に準じて算出する。

## II 共通費積算基準

### 1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

$$\text{共通費} = \text{共通仮設費（一式計上）} + \text{現場管理費（一式計上）} + \text{一般管理費等（一式計上）}$$

表－1 共通仮設費

項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時で直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集及び解散に要する費用</li> <li>・慰安、娯楽及び厚生に要する費用</li> <li>・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用</li> <li>・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用</li> <li>・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</li> <li>・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</li> </ul>
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</li> <li>・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額</li> <li>・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金</li> </ul>
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び役員賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表－３の租税公課を含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

## ２ 共通仮設費の算定

### （１）算定基本

基本算定式

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積上げによる共通仮設費

（２）共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

（３）共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積上げにより算定して加算する。

（４）当該共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(5) 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、木造における補正

建築工事の発注において、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び木造の主体構造物に係わる工事（以下「鉄骨工事等」という。）を含む工事については、次式により共通仮設費を補正する。

なお、共通仮設費率は、全体の直接工事費の額（鉄骨工事等を含む）に対応する率とする。

$$\begin{aligned} \text{共通仮設費} &= \\ & \left[ \text{直接工事費（鉄骨工事等を除く一般工事）} \times \text{別表－１、２に定める共通仮設費率} \right] \\ & + \left[ \text{直接工事費（鉄骨工事等）} \times \text{別表－１、２に定める共通仮設費率} \times \text{補正係数} \right] \\ & + \text{積上げによる共通仮設費} \end{aligned}$$

(6) その他工事における補正

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に、通常の建物本体工事に含まれない表－７に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含めて発注する場合、またはその他工事を単独で発注する場合、次式により共通仮設費を算定する。

なお、共通仮設費率は、一般工事の直接工事費とその他工事の直接工事費の合計額に対応する率とする。

$$\begin{aligned} \text{共通仮設費} &= \left[ \text{一般工事の直接工事費} \times \text{別表－１～６に定める共通仮設費率} \right] \\ & + \text{積上げによる共通仮設費} \\ & + \left[ \text{その他工事１の直接工事費} \times \text{別に定める共通仮設費率} \right] \\ & + \left[ \text{その他工事２の直接工事費} \times \text{別に定める共通仮設費率} \right] \\ & + \dots \end{aligned}$$

表－７ その他工事

特殊な室内装備品工事（家具、書架及び実験台の類）	排水処理設備
造園工事	ごみ処理設備
舗装工事	搬送設備
取り壊し工事	機械式駐車設備
電波障害防除設備工事	特殊ガス設備
さく井設備工事	実験機器設備
特殊空調設備	医療器具設備
循環ろ過設備	

(7) 労務の著しく少ない工事での補正

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、次式により共通仮設費の補正を行う。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{別表-3} \sim \text{6に定める共通仮設費率} \times \text{補正係数}$$

(8) 設計変更を行う場合の共通仮設費

設計変更を行う場合の共通仮設費は、元設計を積上げにより算定した場合、設計変更においても積上げにより算定し、元設計を比率により算定した場合、設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

### 3 現場管理費の算定

(1) 算定基本

基本算定式

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率} + \text{積上げによる現場管理費}$$

純工事費の区分

$$\text{一般工事の純工事費} = \text{一般工事の直接工事費} + \text{一般工事の共通仮設費}$$

$$\text{その他工事の純工事費} = \text{その他工事の直接工事費} + \text{その他工事の共通仮設費}$$

(2) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(3) 現場管理費率は、別表-8から別表-14によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積上げにより算定して加算する。

(4) 現場管理費率に含まれる内容は表-2による。

(5) 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、木造における補正

建築工事の発注において、鉄骨工事等を含む工事については、次式により現場管理費を補正する。

なお、現場管理費率は、全体の純工事費の額（鉄骨工事等を含む）に対応する率とする。

現場管理費 =

$$\begin{aligned} & [ \text{純工事費 (鉄骨工事等を除く一般工事)} \times \text{別表-8、9に定める現場管理費率} ] \\ & + [ \text{純工事費 (鉄骨工事等)} \times \text{別表-8、9に定める現場管理費率} \times \text{補正係数} ] \\ & + \text{積上げによる現場管理費} \end{aligned}$$

(6) その他工事における補正

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含めて発注する場合、またはその他工事を単独で発注する場合、次式により現場管理費を算定する。

なお、現場管理費率は、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費の合計額に対応する率とする。

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} = & [ \text{一般工事の純工事費} \times \text{別表-8} \sim \text{13に定める現場管理費率} ] \\ & + \text{積上げによる現場管理費} \\ & + [ \text{その他工事1の純工事費} \times \text{別に定める現場管理費率} ] \\ & + [ \text{その他工事2の純工事費} \times \text{別に定める現場管理費率} ] \end{aligned}$$



(7) 労務の著しく少ない工事での補正

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合、次式により現場管理費の補正を行う。

$$\text{現場管理費} = \text{直接工事費} \times \text{別表-10} \sim \text{13に定める現場管理費率} \times \text{補正係数}$$

(8) 設計変更を行う場合の現場管理費

設計変更を行う場合の現場管理費は、元設計を積上げにより算定した場合、設計変更においても積上げにより算定し、元設計を比率により算定した場合、設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

#### 4 一般管理費等の算定

(1) 算定基本

基本算定式

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価（産廃税を除く）} \times \text{一般管理費等率（別表-15} \sim \text{17）} \\ + \text{積上げによる一般管理費等}$$

工事原価の区分

$$\text{一般工事の工事原価} = \text{一般工事の純工事費} + \text{一般工事の現場管理費} \\ + \text{積上げによる現場管理費}$$

$$\text{その他工事の工事原価} = \text{その他工事の純工事費} + \text{その他工事の現場管理費}$$

(2) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。  
なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

(3) 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。

(4) 設計変更を行う場合の一般管理費

設計変更を行う場合の一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

## 別 表

## 共通仮設費率

P : 直接工事費 (千円)

T : 工期 (か月)

Tは開札から契約までを考慮し7日を減じる。

K<sub>r</sub> : 共通仮設費率 (%)

K<sub>r</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の率である。

別表-1 新営建築工事

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
共通仮設費率	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
	算定式 $K_r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$ ただし、P (直接工事費:千円) が1千万円以下の場合は、1千万円として扱う		

別表-2 改修建築工事

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
	算定式 $K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、P (直接工事費:千円) が5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表-3 新営電気設備工事

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
	算定式 $K_r = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$ ただし、P (直接工事費:千円) が5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表-4 改修電気設備工事

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
共通仮設費率	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$
	算定式 $K_r = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ ただし、P (直接工事費:千円) が3百万円以下の場合は、3百万円として扱う		

別表－５ 新営機械設備工事

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$
	算定式 $K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、P（直接工事費：千円）が5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表－６ 改修機械設備工事

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
共通仮設費率	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$
	算定式 $K_r = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、P（直接工事費：千円）が3百万円以下の場合は、3百万円として扱う		

別表－７ 昇降機設備工事

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	
算定式 $K_r = 7.89 \times P^{-0.1021}$			

## 現場管理費率

$N_p$  : 純工事費 (千円)

$T$  : 工期 (か月)

$T$ は開札から契約までを考慮し7日を減じる。

$J_o$  : 現場管理費率 (%)

$J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注1. 本表の現場管理率は、一般的な市街地が施工場所の場合の率である。

別表－8 新営建築工事

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
現場管理費率	上限	20.13%	$75.97 \times N_p^{-0.1442}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	10.01%	$37.76 \times N_p^{-0.1442}$
	算定式 $J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、 $N_p$ (純工事費: 千円) が1千万円以下の場合は、1千万円として扱う		

別表－9 改修建築工事

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	26.86%	$184.58 \times N_p^{-0.2263}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	12.70%	$87.29 \times N_p^{-0.2263}$
	算定式 $J_o = 356.20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$ ただし、 $N_p$ (純工事費: 千円) が5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表－10 新営電気設備工事

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$
	算定式 $J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ ただし、 $N_p$ (純工事費: 千円) が5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表－11 改修電気設備工事

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	50.37%	$530.68 \times N_p^{-0.2941}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	17.67%	$186.18 \times N_p^{-0.2941}$
	算定式 $J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ ただし、 $N_p$ (純工事費: 千円) が3百万円以下の場合は、3百万円として扱う		

別表－１２ 新営機械設備工事

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	31.23%	$165.22 \times Np^{-0.1956}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	17.14%	$90.67 \times Np^{-0.1956}$
	算定式 $J_o = 152.72 \times Np^{-0.3085} \times T^{0.4222}$ ただし、Np（純工事費：千円）が5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表－１３ 改修機械設備工事

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	42.07%	$467.95 \times Np^{-0.3009}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	15.25%	$169.65 \times Np^{-0.3009}$
	算定式 $J_o = 825.85 \times Np^{-0.5122} \times T^{0.6648}$ ただし、Np（純工事費：千円）が3百万円以下の場合は、3百万円として扱う		

別表－１４ 昇降機設備工事

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times Np^{-0.1449}$			

## 一般管理費等率

$C_p$  : 工事原価 (千円)

$G_p$  : 一般管理費等率 (%)

$G_p$  の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表－15 建築工事

工事原価	5 百万円以下	5 百万円を超え 30 億円以下	30 億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$			

別表－16 電気設備工事

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$			

別表－17 機械設備工事、昇降機設備工事

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$			

### Ⅲ 単価積算基準

#### 1 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

##### (1) 材料価格等

材料価格等は積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

##### (2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算出する。

##### ア 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

##### イ 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」（官庁営繕部）による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

##### ウ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

##### エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

##### オ. その他

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表8参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

表8 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。 現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

##### (3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

##### ア 刊行物単価

(ア) 刊行物単価は次の各号に該当する場合に適用する。

- a 設計単価が営繕工事設計標準単価表に記載のない場合
- b 営繕工事設計標準単価表の単価が、実勢価格と著しく異なると認められる場合

(イ) 採用する物価資料物等は次のいずれかとする。

- a (財)建設物価調査会発行「月刊建設物価」



- b (財) 建設物価調査会発行 「季刊コスト情報」
  - c (財) 経済調査会発行 「月刊積算資料」
  - d (財) 経済調査会発行 「季刊建築施工単価」
  - e 専門業者の発行するカタログ等
- (ウ) 物価資料物等を使用しての単価決定の方法は次による。
- a 原則として起工時点の最新号に記載のあるものを使用する。
  - b 使用地域優先順位は、鳥取、広島、大阪、東京の順とする。
  - c 調査段階の採用順位は次のとおり。
    - (a) メーカー等段階 (①)
    - (b) 問屋、商社、代理店、一次店等段階 (②)
    - (c) 特約店、二次店等段階 (③)
    - (d) 二次問屋等段階 (④)
  - d 掲載単価が公表価格の場合、もしくは専門業者の発行するカタログ等の場合は、実勢価格に則した率で割り引く。

刊行物単価を採用した場合、内訳書中の備考欄に刊行物等名称、採用年月、掛け率等を明記する。刊行物等の名称凡例は次による。

刊行物等の名称	記載する略称
建設物価	物
積算資料	資
コスト情報	コ
施工単価資料	施
カタログ等	カ

## イ 見積り

見積りは、原則として3者以上の製造業者又は専門工事業者から徴し、各社統一した内訳とする。内訳の一式計上は出来るだけ避け、分析できる内容のものとする。

見積書を徴し、最低価格に実勢を考慮した率で減じた単価を採用する。ただし、複数の品目をまとめて見積り徴した場合、単価×数量の合計額を比較し、最低のメーカーの単価を採用する。また、内訳書中の備考欄に掛け率等を明記する。

参考資料：「公共建築工事見積標準書式」(官庁営繕部)

### (4) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積もり価格等(下請経費を含む。)を参考に定める。

## 2 歩掛り

複合単価の算定に用いる歩掛りは、「公共建築工事標準単価積算基準」(官庁営繕部)に定める歩掛りを標準とする。なお、歩掛りにおける構成については次による。

### (1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等(以下「端材等」という。)を考慮した割増しを含む。

### (2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

### (3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

### (4) その他

「その他」は、別表-18~20に示す工種ごとの率による。

### 3 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、「公共建築工事標準単価積算基準」（官庁営繕部）第2編～第5編によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりにより必要となる単価及び価格に含む。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりにより必要となる単価及び価格に含む。
- (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりにより必要となる単価及び価格に含まない。
- (6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」（官庁営繕部）によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。

### 4 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

別 表

別表－１８ 建築工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
建築工事	仮設	25%	労、雑	
	土工	25%	労、雑	
	地業	25%	労、雑	
	鉄筋	25%	労、雑	
	コンクリート	25%	労、雑	
	型枠	22%	材、労、雑	
	鉄骨	25%	労、雑	
	既製コンクリート	19%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含まない
	防水	19%	材、労、雑	
	石	20%	労	
	タイル	20%	材、労	材にセメント、細骨材は含まない
	木工	25%	労	
	屋根及びとい	19%	材、労、雑	
	金属	20%	材、労	
	左官	23%	労	
	建具（建具取付）	20%	労	
	建具（ガラス）	19%	材、労	
	塗装	22%	材、労、雑	
	内外装	19%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含まない
	仕上ユニット	25%	労	
	排水	22%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含まない
	構内舗装	22%	材、労、雑	
	植栽（樹木費以外）	22%	材、労、雑	材に芝を含む
植栽（樹木費）	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む	
撤去	25%	労、雑		
外壁改修	25%	労		
とりこわし	25%	労、雑		

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。  
3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表－１９ 電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
電気設備工事	配管工事	25%	労	
	配線工事	25%	労	
	接地工事	25%	労	
	塗装工事	22%	材、労、雑	
	機器搬入	25%	労、雑	
	電灯設備	25%	労	
	動力設備	23%	労	
	雷保護設備	25%	労	
	受変電設備	23%	労	
	電力貯蔵設備	23%	労	
	架空線路	25%	労	
	地中線路	25%	労	
	構内交換設備	23%	労	
	情報表示・拡声設備	23%	労	
	誘導支援設備	23%	労	
	テレビ共同受信設備	23%	労	
	監視カメラ設備	23%	労	
	火災報知設備	23%	労	
	撤去	25%	労	
	機器搬出	25%	労、雑	
はつり工事	25%	労		

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表－２０ 機械設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
機械設備工事	各種配管工事	25%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管付属品	23%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	22%	材、労、雑	
	塗装工事	22%	材、労、雑	
	機器搬入	25%	労、雑	
	総合調整	25%	労	
	空気調和機器	23%	労	ボイラ、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	20%	材、労、雑	
	ダクト付属品	23%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト付属品 (たわみ継手)	22%	材、労	
	自動制御設備	23%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	25%	労	
	衛生機器	23%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	柵	23%	労	ため柵、インバート柵、弁柵類等
	撤去	25%	労	
	配管分岐・切断	25%	労	複合単価は対象外
	機器搬出	25%	労、雑	
	はつり工事	25%	労	
ダクト端部閉塞	20%	材、労		
インバート改修	23%	労		

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

## IV 工事費予定価格内訳書作成要領

### 1 内訳書の位置付け

鳥取県が発注する公共建築工事の内訳書は、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）により定められた予定価格の作成に関し、「予定価格の算出の基礎を明らかにした書類」として作成されるものであり、受注者の場合には、入札時における請負工事の応札額の算出及び施工に際しての実行予算決定のためのものである。

### 2 内訳書書式

公共建築工事の内訳書の書式は、「公共建築工事内訳書標準書式」（官庁営繕部）によるものとする。

### 3 内訳書の構成

#### （1）構成

内訳書は、工事内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書及び細目別内訳書で構成される。

#### （2）各内訳書の内容

##### ア 工事内訳書

工事内訳書には、直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額を記載する。

##### イ 種目別内訳書

種目別内訳書は建物別、屋外、設備工事等の工事種目ごとに区分し、その種目の金額を記載する。工事種目の区分は、設計図書による。

なお、全体工事のうち、一部分について全体工期より先に完成を指定した部分（指定部分）等がある場合は、当該部分を区分して記載する。

##### ウ 科目別内訳書

科目別内訳書は、設計図書の工事種目等を標準として直接工事費を科目に区分し、その科目の金額を記載する。

##### エ 中科目別内訳書

中科目別内訳書は、科目別内訳において区分した科目をさらに主要な構成に従い区分し、その中科目の金額を記載する。

##### オ 細目別内訳書

細目別内訳書は、各科目あるいは中科目に属する細目ごとに数量、単位、単価及び金額を記載する。

### 4 内訳書の作成

内訳書の作成は、設計図書に基づき適切に行う。

内訳書は（財）建築コスト管理システム研究所の「営繕積算システム R I B C 2」により作成することを原則とする。

#### （1）名称、摘要

内訳書における名称、摘要等の記載事項については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」、「建築工事標準詳細図」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）」及び「公共建築工事積算基準」（いずれも官庁営繕部）に基づき記載する。

#### （2）数量

数量の算出は、「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」（官庁営繕部）による。

#### ア 数量の区分

積算に用いる数量は、設計数量、計画数量及び所要数量等の数量があり、それぞれの数量の意味は、次のとおりとする。

##### (ア) 設計数量

設計数量とは、設計図書に記載されている個数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。なお、材料のロス等については単価の中で考慮する。

##### (イ) 計画数量

計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。

##### (ウ) 所要数量

所要数量とは、定尺寸法による切り無駄や、施工上やむをえない損耗を含んだ数量をいう。なお、所要数量であることを明示する。

#### イ 一式計上の扱い

原則として一式計上の場合は、別紙明細書を作成し添付する。

#### (3) 単位

単位は、「公共建築工事積算基準」(官庁営繕部)と整合されたものとし、m、m<sup>2</sup>、m<sup>3</sup>、Kg、個、台、基などとする。

#### (4) 有効桁数の取扱い

##### ア 数量の有効桁

原則として、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。

ただし、下記の事項は独自に扱う

100以上の数量	:	小数点以下第1位を四捨五入し整数とする
10未満の鋼材、木材の数量	:	小数点以下第3位を四捨五入し、 小数点以下第2位とする
電線、電線管	:	整数とする(桁数に関係なく)
配管	:	整数とする(桁数に関係なく)

##### イ 単価の有効桁

内訳書、別紙明細書で扱う単価(代価を含む)の有効桁は3桁とし、端数は切り捨てる。ただし、単価が1,000円未満の場合、10円未満を切り捨て有効2桁、単価が100円未満の場合は1円未満切り捨て有効2桁とする。

##### ウ 金額の有効桁

金額(単価×数量)は1円未満を切り捨てる。

## V 積算基準等資料

### 第1編 工事費

#### 1 共通費の端数処理

##### (1) 共通仮設費

共通仮設費の金額は1円未満切捨てとする。

##### (2) 現場管理費

現場管理費の金額は1円未満切捨てとする。

#### 2 設計変更における工事費

「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下、「落札率」という。）を算定する際、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用は落札率の算定に含めない。

また、これらの費用を設計変更により追加する場合は、これらの費用については落札率を乗じない。

#### 3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は、鳥取県公共建築工事設計変更等ガイドライン（平成30年3月13日付第20170029658号鳥取県総務部長通知）による他、以下による。

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

##### (イ) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

##### (ロ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

##### (ハ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ. 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

ハ. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

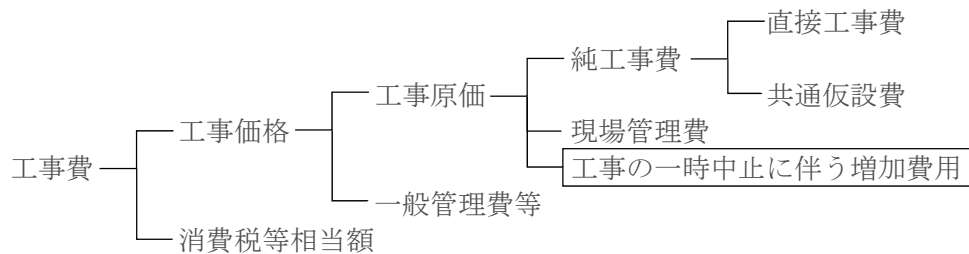
ニ. 契約保証費にかかる補正を行わない。



(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。  
ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第2編 共通費  
第1章 共通事項

1 共通費算定に関する数値の取り扱い

(1) 率による算定

Ⅱ 共通費積算基準の率により算定した金額は、第1編1に準ずる。

(2) 積み上げによる算定

積み上げによる算定は第3編1に準ずる。

(3) 一般管理費等

イ. 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

ロ. 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済み工事の一般管理費等は、減額調整する前の金額を採用する。

2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合

(1) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

(3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。

(4) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ロ. 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ハ. 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

(2) 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

イ. 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合

ロ. 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合

(3) 共通費の算出方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。
- イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。  
 なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
  - ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
  - ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の共通費に関する定めにより算定する。

6 工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

7 鉄骨工事等の補正に関する取り扱い

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は、表-16のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

(2) 鉄筋コンクリート造における取り扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

(3) 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表-16 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆	○
				専用仮設	○
付帯鉄骨（母屋、胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○
鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○		

8 その他工事として取り扱う工事

その他工事として取り扱う工事の具体例を表-17及び表-18に示す。

表－17 その他工事としての取り扱い（建築工事）

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品				
壁面収納（スチール棚）	○	ローパーテーション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフローア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切り	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。				
土工	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L字側溝・V字溝	×
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事（※）として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。				
とりこわし費	○	集積積み	○	アスベスト処理工事	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

※ 建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）

表－18 その他工事としての取り扱い（機械設備工事）

## 【共通事項】

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事と扱い、当該据付調整費、諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。				
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井			
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井			
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換			
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。				
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）			
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）			
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。				
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備			

浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
<b>排水処理設備</b>	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事。	
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○ ○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事）
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
<b>ごみ処理設備</b>	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。	
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○	焼却炉
ディスポーザー	×	厨房で扱うディスポーザーは一般工事
<b>搬送装置</b>	搬送設備として取り扱われる項目全て。 （小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う）	
書類搬送装置	○	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
<b>機械式駐車施設</b>	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。	
機械式駐車設備	○	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
<b>特殊ガス設備</b>	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。	
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充填設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充填を行う設備
<b>実験機器設備</b>	実験機器設備として取り扱われる項目全て。	
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
<b>医療器具設備</b>	医療器具設備として取り扱われる項目全て	
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備

- 9 その他工事を単独で発注する場合の算定  
共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

10 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

## 第2章 共通仮設費

### 1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事等、その他工事、発生材処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは直接工事費から鉄骨工事等、その他工事、発生材処分費を除いた工事をいう。

### 2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

#### イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

例) 開札予定日から工期末までが372日の場合

$$T = (372 - 7) \div 30 = 12.16 \div 12.2 \text{ (か月)}$$

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事等の場合の補正

Ⅱ 共通費積算基準2（5）における鉄骨工事等の共通仮設費率に対する補正係数は0.9とする。

また、補正の対象となる鉄骨工事等の取り扱いは、第1章7による。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

① Ⅱ 共通費積算基準2（4）表-5のうち建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。

② 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は（ロ）で補正した率に0.9を乗じる。

③ 既存施設を監理事務所（監督職員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(算定方法)

・一般工事の場合

直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正（ハ）

・鉄骨工事の場合

直接工事費（鉄骨工事）×共通仮設費率×（補正（ロ）×補正（ハ））

(ニ) その他工事を含めて発注する場合の共通仮設費率

Ⅱ 共通費積算基準2（6）におけるその他工事の共通仮設費率は1%として算定する。

(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事の取り扱い

Ⅱ 共通費積算基準2（7）における労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率に対する補正係数は0.9とする。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事とする。

(へ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費率を算定する。

なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。

(ト) 共通仮設費率の留意事項

① 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)
- ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)

② 屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に要する費用(指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費)は、共通仮設費率に含む。

ロ. 積上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 準備費

敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器及び機器等の移動・復旧に関する費用

(ロ) 仮設建物費

- ①. 宿舍、設計図書によるイメージアップ費用
- ②. 電気設備工事機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用
- ③. 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用

(ニ) 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用、工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ) 機械器具等

①. 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表-9~表-13を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

- (共通事項)
1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
  2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
  3.  $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$  (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
  4.  $N = \text{階数}$
  5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
  6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
  7. 階数が2階以下かつ建築面積が250  $\text{m}^2$ 未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
  8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

表－9 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存置日数	備 考
1	25t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25t	$31.2 \times A + 24.4$	

表－10 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存置日数	備 考
B 1	25t	$9.5 \times A$	

表－11 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存置日数			備 考
		100 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 未満	
P 1	25 t	3	4	5	

表－12 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規 格	存置日数	備 考
1	16t	$4 \times A + 1$	
2	16t	$8 \times A + 2$	
3	16t	$12 \times A + 3$	
4	ロングスパン工用エレベータ 1 t 未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 毎に 1 台
5	ロングスパン工用エレベータ 1 t 未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 毎に 1 台

表－13 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存置日数	備 考
B 1	16t	$6.4 \times A$	

②. 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により、機種を選定する。

(ト) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張り試験、超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積上げにより算定して加算する。

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・アスベスト含有量調査
- ・室内空気中の化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験費
- ・レディーミクストコンクリート単位水量測定費
- ・PCB含有シーリング材の判定試験費
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。



### 第3章 現場管理費

#### 1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

#### 2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費の算定に用いるT(工期)

① 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。

例) 開札予定日から工期末までが372日の場合

$$T = (372 - 7) \div 30 = 12.16 \div 12.2 \text{ (か月)}$$

② 工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事における現場管理費率

Ⅱ 共通費積算基準3(5)における鉄骨工事の現場管理費率に対する補正係数は1.0とする。

また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第1章7による。

(ハ) その他工事を含めて発注する場合の現場管理費率

Ⅱ 共通費積算基準3(6)におけるその他工事の現場管理費率は2%とする。

(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事の取り扱い

Ⅱ 共通費積算基準3(7)における労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率に対する補正係数は0.8とする。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事。

(ホ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ヘ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。

なお(ロ)鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ)労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。

(算定方法)

・一般工事の場合

純工事費(一般工事)×現場管理費率×補正(ヘ)

・鉄骨工事等の場合

純工事費(鉄骨工事等)×現場管理費率×(補正(ヘ)×補正(ロ)又は補正(ニ))

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ). 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

(ロ). 昇降機設備工事における工事实績情報（コリンズ）の登録等に要する費用

工事費が2,500万円未満の場合（500万円未満の工事費は、登録を必要としない。）

『工事实績情報登録費用』＝登録作業費※1＋登録料（税抜き）

※1：登録作業費＝特殊作業員1.0人・日

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する工事

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については算定しない。

## 第4章 一般管理費等

### 1 一般管理費等の算定方法

一般管理費の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積上げにより算定する。

#### (1) 前払金支出割合による補正

- イ. 前払金支出割合が35パーセント以下とした場合の一般管理費等は、表-14の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。
- ロ. 前払い金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度額の割合に対しては適用しない。

表-14 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

#### (2) 契約保証費について

Ⅱ 共通費積算基準4(2)による契約保証費については、工事原価に表-15による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表-15 契約保証費率

内容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ①算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

#### (3) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

## 第3編 単価及び価格

### 第1章 共通事項

#### 1 単価及び価格における数値の取り扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

##### (1) 物価資料に基づく材料価格、材料単価及び仮設材料費、市場単価等の採用

イ. 最低値を採用する場合の端数処理は、IV 工事費予定価格内訳書作成要領の4(4)による。

ロ. イの端数処理を行った結果、物価資料の掲載価格の方が有効桁が多い場合は、掲載価格の有効桁を採用する。

ハ. 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

ニ. イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

##### (2) 標準歩掛り等(市場単価の補正含む)に基づく単価算定

イ. 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

ロ. 単価算定時における金額(数量×単価)の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

ハ. 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

##### (3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等の採用

イ. 採用する価格の端数処理は、IV 工事費予定価格内訳書作成要領の4(4)による。

##### (4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理は、IV 工事費予定価格内訳書作成要領の4(4)による。

ロ. 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。

ハ. 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

#### 2 材料価格等

Ⅲ 単価積算基準1(1)に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート及び鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物毎に個性が高い機器等の単価及び価格をいう。

#### 3 歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、Ⅲ 単価積算基準2で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り(以下、「協議会歩掛り」という。)」による。

また、標準歩掛の補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」(以下「参考歩掛り」という。)及び、市場単価にない類似の単価の作成や

見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料(以下、「協議会参考」という。))」を参考とする。

#### 4 「その他」の率

交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

#### 5 市場単価

Ⅲ 単価積算基準1(3)の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価(以下「補正市場単価」という。)の補正方法は、次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。

補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式

算定式 = a' ÷ a

a' = 補正市場単価A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

## 6 物価資料の掲載価格

(1) III 単価積算基準1による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（(一財) 経済調査会発行）、建設物価（(一財) 建設物価調査会発行）等の価格の最低値を採用する。

(2) 市場単価は建築施工単価（(一財) 経済調査会発行）及び建築コスト情報（(一財) 建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の最低値を採用する。

## 7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

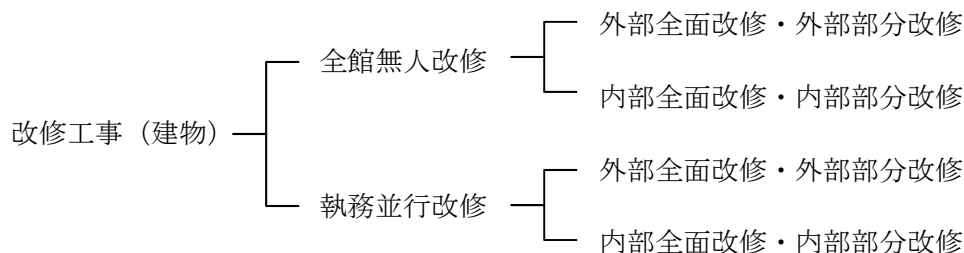
III 単価積算基準1（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にし、単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

## 8 改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

### (1) 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



### (2) 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修、執務並行改修に積算上区分することができる。

イ. 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

ロ. 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

### (3) 部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

イ. 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

ロ. 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

ハ. 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

ニ. 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

## 9 執務並行改修の場合の単価の補正

執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工をおこなう事を前提として単価の補正をおこなう。

### 10 改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表-21から表-23により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。  
(表20)

#### (1) 基準単価

「公共建築工事標準単価積算基準」(官庁営繕部)第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。

#### (2) 基準補正単価

- イ. 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては表-21による改修補正率を標準として算定する。
  - ロ. 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては表-22による改修補正率を標準として算定する。
  - ハ. 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては表-23による改修補正率を標準として算定する。
- ニ. 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

表20 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15(15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20(20%増し) 市場単価×改修補正率(表21、表22、表23) 補正市場単価×改修補正率(表21、表22、表23)

※執務並行改修における単価の適用は、表21、表22及び表23の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。

表-21 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分(建築)

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—	

防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07
			防水（シーリング）	1.13
石	基準補正単価	1.15	—	—
タイル	基準補正単価	1.15	—	—
木工	基準補正単価	1.15	—	—
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08
左官（仕上塗材）	基準単価	—	—	—
左官（仕上塗材以外）	基準補正単価	1.15	左官（仕上塗材以外）	1.14
建具	基準補正単価	1.15	建具（ガラス）	1.09
			建具（シーリング）	1.14
塗装（改修標仕仕様）	基準補正単価	1.15	塗装（改修標仕仕様）	1.14
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11
			内外装（ビニル床材）	1.08
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—
排水	基準単価	—	—	—
構内舗装	基準単価	—	—	—
植栽	基準単価	—	—	—
仮設（改修）	基準単価	—	—	—
撤去	基準単価	—	—	—
外壁改修	基準単価	—	—	—
とりこわし	基準単価	—	—	—

表－2.2 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分（電気設備）

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法		備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率	
配管工事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属線び及び同ホックス	1.18
			ケーブルラック	1.14
			位置ホックス及び位置ホックス用 ボンディング	1.17
			プルホックス	1.12
			プルホックス用接地端子	1.00
			防火区画貫通処理 ケーブルラック用 （壁・床）	1.13
			防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05
		（電動機その他接続材工事）金属製 可とう電線管	1.14	
配線工事	基準補正単価	1.20	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.16
接地工事（屋内）	基準補正単価	1.20	—	—
接地工事（屋外）	基準単価	—	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	—
塗装工事	基準補正単価	1.20	—	—
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—
電灯設備	基準補正単価	1.20	—	—
動力設備	基準補正単価	1.20	—	—
雷保護設備	基準補正単価	1.20	—	—
受変電設備	基準補正単価	1.20	—	—
電力貯蔵設備	基準補正単価	1.20	—	—
架空線路	基準単価	—	—	—
地中線路	基準単価	—	—	—
構内交換設備	基準補正単価	1.20	—	—

情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20	—		
誘導支援設備	基準補正単価	1.20	—		
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20	—		
監視カメラ設備	基準補正単価	1.20	—		
火災報知設備	基準補正単価	1.20	—		
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
再取付	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては、原則として基準補正単価は適用しない。

表-23 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分(機械設備)

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事(屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び外壁施工含む
配管工事(屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管付属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト外用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.14	
ダクト付属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛による場合
衛生器具設備(エントを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
桝類	基準単価	—	—	—	
消火設備(特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛による場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては、原則として基準補正単価は適用しない。

### 1.1 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状又は施工条件明示事項等を考慮し、施工計画に必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にすることは、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。



なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- イ. 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ. 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ. 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

#### 1 2 工事が僅少等の場合の取り扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

なお、算定方法等は、次のイ又はロによるほか、「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について(令和元年10月25日付国営積第4号国土交通省官庁営繕部通知)」による。

- イ. 施工条件等により同一に施工できる各部位の施工数量が少量(概ね100㎡以下)の場合、執務並行改修で用いる複合単価及び市場単価に割増係数を乗じる。
  - ロ. 施工条件等により同一に施工できる各部位の施工数量が僅少(概ね10㎡以下\*)の場合、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実情に応じて計上する。
- ※ 施工数量については、1日あたりの施工量を考慮して設定する。

#### 1 3 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

- (1) 公共工事設計労務単価(以下「労務単価」という。)は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

【時間外、深夜の場合】

労務費(総額) = 労務単価 + 労務単価 × K × 割増すべき時間数

ただし、K(割増賃金係数) = 割増対象賃金比 × 1 / 8 × 割増係数とする。

なお、K(割増賃金係数)は当該年度の「公共工事設計労務単価表(農林水産省・国土交通省)」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。(労働基準法 第35条)

労務費(総額) = 労務単価 × K × 割増すべき時間数

なお、K(割増賃金係数)の取扱いは(2)による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

#### 1 4 寒冷地、離島等の取り扱い

- (1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。
- (2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、

運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1.5 設計変更時の取り扱い

Ⅲ 単価積算基準4の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

1.6 細目工種

細目工種は、「公共建築工事標準単価積算基準」(官庁営繕部)第2編～第5編によるほかに、参考歩掛りや協議会歩掛りも参考にする。

1.7 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

- (1) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全带(腰ベルト型)及び助成金を差し引いた月額損料(差額)で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。
- (2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。
- (3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。
- (4) 算定に用いる月数区分の目安は、T(工期)が該当する月数区分による。

(算定方法)

$$\text{墜落制止用器具費} = \text{墜落制止用器具費月額損料(差額分)} \times \text{月数区分(表1.9)}$$

表1.9 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費月額損料(差額分)※	月数区分					
			6か月まで	12か月まで	18か月まで	24か月まで	30か月まで	30か月を超え
建築工事	新営工事	6,000円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)
	改修工事	3,600円/月						
電気設備工事	新営工事	3,600円/月						
	改修工事	2,400円/月						
機械設備工事	新営工事	3,600円/月						
	改修工事	2,400円/月						
昇降機設備工事		1,200円/月	6(か月)					

※墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分) × 現場労働者の同時施工人員想定(表1.9-1)

表1.9-1 現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日
改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日	

※その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落防止用器具(フルハーネス型)をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分)

$$600 \text{円/人} \cdot \text{月} = (\text{墜落防止用器具費(フルハーネス型)} - \text{現行の安全带(腰ベルト型)} - \text{助成金}) / 36 \text{か月(耐用年数)}$$